

意見書案第 6 号

平成 28 年 9 月 16 日提出

文教消防委員会

委員長 田坂 信一

平成 28 年 9 月 27 日 原案可決

緊急防災・減災事業債制度の継続及び拡充を求める意見書について

緊急防災・減災事業債制度の継続及び拡充を求める意見書を次のとおり提出する。

記

緊急防災・減災事業債制度の継続及び拡充を求める意見書

国においては、東日本大震災を教訓として、平成 23 年度から 28 年度の時限的措置として、緊急性・即効性のある防災・減災を目的とする地方単独事業を対象として、起債充当率 100%、交付税算入率 70%の緊急防災・減災事業債の制度が設けられている。

本市では、この制度を積極的に活用し、地域の消防団ポンプ蔵置所の耐震化、消防救急無線のデジタル化、消防用車両機械の購入等、起債額 20 億 9,320 万円の事業を実施し、大規模災害時の防災・減災対策の為に必要な施設の整備や発災時に迅速に対応する為の緊急に整備する必要がある情報網の構築に重点的に整備を進めてきた。本市の年間の消防関係の人件費を除いた事業費は決算額ベースで約 15 億円前後であることからして、貴重な財源となっている。

一方、近い将来、高い確率で発生が懸念されている南海トラフ大地震の危険性や今年 4 月に発生し甚大な被害をもたらした熊本地震の誘因となった大きな活断層を有する本市にとって、防災・減災対策は喫緊の最重要課題であり、何よりもスピード感が大切である。しかしながら、脆弱な財政基盤、今後の人口減少や合併後の算定替により地方交付税の削減が危惧される中、地方都市にとって、市単独で予算措置をし、これら事業を継続し、短期的に整備を進めて行くことは困難な情勢である。

よって、今年度末をもって終了予定であり、次年度の取り扱いについて、国においては、事業進捗を踏まえて検討するものとしている同制度について、事業継続を強く求め、加え

て同事業の対象範囲の拡大や一定長期的な制度となるよう拡充することについて鋭意検討を要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先 衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全、防災）

財務大臣

総務大臣